

総合計画策定審議会 会議録

審議会等の名 称	平成26年度第1回 瑞穂市総合計画策定審議会
開催日時	平成26年7月30日(水曜日) 午後3時00分 から 午後5時30分
開催場所	瑞穂市総合センター 5階 第4会議室
議 題	次期総合計画の策定にあたって
出席委員 欠席委員	<出席委員：18名> 会長：森下 伊三男、副会長：太田 定敏、青木 哲朗、今井 良幸、宇野 睦子、岡田 登、加納 雅弘、杉浦 信子、梶浦 良子、杉原 克巳、杉山 さとみ、鶴田 佳子、豊田 英二、中村 良、廣瀬 英昭、麓 英理、松野 守男、矢野 哲弘
公開の可否 (非公開理由)	可
傍聴人数	2人
審議の概要	<p>開 会</p> <p>定刻となりましたので、只今より第1回瑞穂市総合計画策定審議会を開催させていただきます。まずはじめに委嘱状の交付を行います。</p> <p>(市長から各委員に委嘱状を交付した)</p> <p>はじめに市長からごあいさつ申し上げます。</p> <p>あいさつ</p> <p>【市長】</p> <p>暑い日が続きますが、皆様におかれましてはご多用の中瑞穂市総合計画策定審議会にご出席を賜りありがとうございます。</p> <p>只今皆様に委嘱状を交付させて頂きましたが、今後何回かにわたり総合計画についてご審議を頂くことになる訳ですが、ご案内のとおり瑞穂市は合併して12年目に入るところでありまして、これまでの間「新市建設計画」、「第1次総合計画」に基づき私のマニフェストとリンクさせながら市のまちづくりを進めてきたところでございます。皆様にはこれまでの行政運営におきまして直接、間接的にご支援ご厚情賜りましたことに心から厚く御礼申し上げます。</p> <p>少子高齢化が進む中、瑞穂市におきましては4万7千5百人であった人口が、現在では5万3千人を超えており岐阜県としては10万人の人口が減る中で、瑞穂市はこの11年間で5千5百人人口が増えたということで、これは地の利、利便性が大きく作用していることだと思います。これから次の段階に入りますが、ただ地の利、利便性が良いということだけでなく本当にこのま</p>

ちが良いと言って住んでもらえ、来て頂けるようなまちづくりを進めて行きたいと思います。地方分権の時代になっており、事務だけが国からどんどん地方に降りてきており、特に平成27年度からは福祉の地域包括ケア、生活困窮者自立支援などについてそれぞれの市町で行うことになるという状況もございます。ようやく国におきましては、東京への一極集中について安部内閣の成長戦略で、地方再生の戦略へと変わり、地方へ人口を移す政策に変わることも期待されます。こういった流れに乗り、当市も住みたい街として選ばれるための施策も重要となります。平成24年度に施行しました「まちづくり基本条例」に基づきしっかりと進めて行く必要があります、市民の皆さん、議会、行政が三位一体となり協働でまちづくりを進めていく、そういった中での総合計画策定審議会でございます。どうか皆様の忌憚のないご意見を出して頂き、これからのまちのための計画が策定できることにご期待申し上げ、私からのごあいさつとさせていただきます。

(委員紹介：各委員が自己紹介を行った)

(会長・副会長の選出)

【事務局】

瑞穂市附属機関設置条例第7条に基づきまして会長、副会長の選出をお願いします。選出につきましては委員の互選という形になっております、会長、副会長をどのように選出したらよろしいでしょうか。

【L委員】

従来はどのように選出されていたのでしょうか。

【事務局】

これまで他の審議会などでは、事務局から案をご提示させて頂き、委員の皆様にご承認を頂く形での選出をしております。**(事務局一任の声あり、拍手)**

【事務局】

それでは、事務局一任ということにさせていただきます。

事務局案としまして、会長には朝日大学の森下委員、副会長には自治会連合会の太田委員をお願いをしたいと思いますですが皆様いかがでしょうか。

(意義なしの声あり、拍手)

それではお二人をお願いをいたします。前の席へご移動をお願いします。

会長と副会長からそれぞれごあいさつ頂きます。

【会長】

朝日大学の森下と申します。私自身こういった審議会に関わるのはこれが始めてになります。そういったことで非常に心配している部分もございますが、ぜひ瑞穂市のために何か役に立てることはないかと日頃から思っておりましたところ、今回このような機会を頂き引き受けさせて頂くことになりました。

これから委員の皆様のお力をお借りし、この審議会を最後の答申まで上手く運んでいければと思っております。どうぞご協力の程よろしくお願ひいたします。

【副会長】

まちづくり基本条例の策定委員として2年間お世話になり、これが2回目の審議会委員となります、この度は副会長という大役を頂きましたが、自治会役員としては今年で19年目と長くさせて頂いております。この経験を活かし皆様のお役に立てたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました、次に瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第12条に基づき、会議の傍聴を認めることになっております。議題に入る前に傍聴定員を決めて頂きたいと存じます。本日は第1回ということで開催案内は傍聴定員を5名としておりますが、定員をお決め頂き今後はその定員でご案内させて頂くということでお願いいたします。早速ですが傍聴定員を決めて頂いてよろしいでしょうか。

【会長】

本日の審議会の傍聴定員は5名ということですが、委員の皆様ご意見はございますでしょうか。もちろん厳密に5名ということではなく、会議当日に6名の傍聴希望者があればそれに対応することもできると思います。

【事務局】

傍聴定員を超えるような場合、その都度会議に諮って定員を増やすことは可能ですので、5名以上は認めないということではありません。

【会長】

傍聴希望者が30、40人になると会場に入れないという問題も起きると思われまので原則これからもこの会場で会議ができるのでしょうか。

【事務局】

会場予約の都合で場所が変わる場合もございますが、皆様がよろしければこの会場をベースとして開催をさせていただきます。

【会長】

それでは皆様、この会場ですと今後の傍聴定員を5名として進めさせて頂いてよろしいでしょうか。(意義なしの声)

【事務局】

それでは、今後本審議会の傍聴定員は5名でご案内させていただきます。

本日傍聴希望の方が外でお待ちになっておられますので早速中にお入り頂きます。(傍聴者着席)

次に6. 諮問に進みます。

(市長が諮問書を読み上げ会長に手渡した)

【会長】

議事に先立ち、先程市長から諮問書を頂きましたがその諮問内容についての説明をお願いします。

【副市長】

副市長の奥田でございます、これからよろしくお願いたします。

お手元の諮問書(写)をご覧頂きたいと思います。

総合計画につきましては、かつては地方自治法第2条に規定がなされており、各地方公共団体で基本構想を定めるということで、これに基づき計画策定をしており、これに沿った行政運営を行ってきたこととなります。

ところが地方分権が叫ばれ、2000年に地方分権一括法ができ、それ以後「地方自治体」という名称から「基礎自治体」という表現が使われはじめ、基礎自治体として地域のことは地域の皆さんで考えてくださいという流れになってきます、その中で地方自治法が改正され、第2条の規定が平成23年8月に削られこれまでの総合計画の策定根拠が失われたということになりました。ただし、既存の総合計画については、議決を取っており効力を有しているので、現状はそれに基づいたまちづくりを進めているということにして、現行の第1次総合計画は2015年(平成27年度)まで効力を有しているという

ことになります。

公職選挙法が改正になり、市長に立候補する場合、マニフェストを出せるようになり、市長のマニフェストの中で総合計画にあるものを順序立てた施策が作られたという経緯もあり、そういった部分において総合計画は重い存在であるものと言えます。かつて国が考えていた総合計画の位置付けは、この計画が地方公共団体が定める全ての計画の根幹をなすもので、基本構想の理念に基づき各施策が行われるものという構造になっておりました。地方自治法の根拠を失くした各自治体はどうするかということで、いろいろな動きがありました。まず、一番端的にはこういった自治体計画の策定を請負っていたコンサルタント会社などが全国の自治体にアンケートをとりはじめました。また、政策研究会などの場でこの問題をどうするかという議題も出ました。

そういった流れの中、全国の首長や副市長が参加する「全国市町村トップセミナー」が平成24年8月に開催され、ここで講師を務められた元三重県知事の北川正恭さん、元鳥取県知事の片山善博さん、元多治見市長の西寺雅也さんがそれぞれ今後総合計画をどうして行くべきかというお話をされ、その中でやはり総合計画はそれまで各自治体が柱としてきたものであるもので、自治法の規定が外されたとはいえ、その趣旨としては地域主権への転換を進めるためのものと考えれば、各自治体が自主性を持ってそれぞれの考え方で総合的計画を考え、創意工夫をすることを委ねられたという考え方もできるというようなお話がありました。我々がこれまで、総合計画にもたれて行ってきた事業などは、それがなくなったことにより実際混乱する部分もあったわけですが、ない道は作りましょうということで、諮問書（写）裏面を見て頂きたいのですが、「総合計画策定条例」になります。平成24年12月議会に上程し、議会の議決を得て制定したのですが、諮問書にはこの条例の第4条に基づき諮問するものとなっております。「市長は基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、瑞穂市総合計画策定審議会に諮問するものとする。」と規定しており、やはり10年先を見たまちづくりを考えるにあたり、各種団体をはじめとする市民の方々に組織する審議会でご審議頂くことを前提としてこの条文が作られており、今回の諮問をさせて頂くことになりました。

次の第5条を見て頂きたいのですが、「市長は基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、瑞穂市議会基本条例（平成23年瑞穂市条例第19号）第10条の規定に基づき、議会の議決を経るものとする。」としております。

まちづくり基本条例は、首長が市民に示す約束でありまちづくりに関する理念でもありますが、二元代表制の市民から選ばれた議会として、それとは別に議会基本条例というものを作っております。その議会基本条例の中で、基本構想と基本計画について議会に示すことについての位置付けがなされており、それに基づきまして第5条で「議会の議決を経る」という条文を入れております。第4条から見ると審議会は基本構想について審議をすることになりますが、総合計画の中で基本構想と基本計画は一体のものであると考えておりますので、基本計画についてもご審議頂きますようお願いしたいと存じます。これまでの話から、新たな形での第2次総合計画策定に入ることになり、何が新しいかと申しますと、今までのものは国の策定義務によって作ってきたという言い方もできるのですが、それがなくなり自主的に作ることになりますので、その自主性がどこかに入るのかということになります。それがまちづくり基本条例の理念であり、市民、議会、行政が三位一体となって作り上げるものが新しい総合計画だという考えであります。そういった中、委員の皆様の闊達なご意

見を賜りたいということをよくお願い申し上げ、市からの思いをご説明させて頂きました。

【会長】

説明について何かご質問等ございますでしょうか。(意見なし)
それでは議題に沿って進めたいと思います。

《議題（１）会議の基本事項について》

(事務局から議題（１）について説明を行った)

【会長】

資料1に基づき事務局から説明がありました。議事録の公開の方法についての部分で、発言者の名前表記を個人名表記とするか、A、B委員などのアルファベット表記で議事録に載せるかということを決める必要があるということですが、皆さんのご意見をまとめ決めたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

【M委員】

これまでいろいろな審議会の委員として出ておりますが、闊達な意見を出す場合、各委員の横のつながりを考えると個人名が出るということでは、格好を付けて話すことになってしまいますので、やはりA、B委員などの表記が良いのではないかと思います。

【会長】

他の委員の皆様いかがでしょうか。(意見なし)
それでは、発言者の議事録への表記はアルファベット表記とすることにより、よいでしょうか。(意見なし)
それではアルファベット表記とすることに決めたいと思います。

《議題（２）策定組織体制について》

(事務局から議題（２）について説明を行った)

【会長】

事務局からの説明に関し何かご意見ございますでしょうか。

【M委員】

プロジェクトチームで素案を策定することになっていますが、策定委員会と調整する形になっています、この調整とはどの程度のものなのでしょうか。調整の結果として結局幹部の意向が素案になってしまうことになるのではないのでしょうか。せっかく若手が作った素案がこの段階の調整で消えてしまうことは少し寂しいと思うのですが。

【副市長】

若手の考えたものを潰すとかそういう考えはないのですが、長期構想を作る場合、例えば国の施策と連動するようなものなど、現実にはその現場の職員でしか分からないものもあると思いますし、財政的な裏付けが必要な場合それに関する準備ができているかという部分も考える必要があります。

そういった部分の調整は当然出るものと考えており、若い職員の力を活かす為の道筋を付けて行くことが目的であるものと考えております。

【H委員】

こういった問題は非常に難しいと思います。

長期の計画においては、まず大きな柱を作る必要があります。

各計画分野において優先順位を決めてこういうものは行政において必要なものだということから入らないと十人十色で好き勝手なことを言っても

何も決められません。ですので、ある程度実現可能なことの方向付けについてどのようにするのかという行政側の意思統一から入らないと、能力的に差がある若手職員だけで話し合ったとしても行政としての統一的な議論にならないと思います。私の経験からしていい話は出てこないと思います。

【M委員】

計画策定分野（案）が6つありますが、これまでの計画でできなかったことについて、それが何故できなかったかを検証し、新たな計画につなげ具体的な計画をプロジェクトチームが進めることができなければ、これまでと同じような理念先行の総花的なものになってしまうのではないのでしょうか。ですので、やるべきことのポイントを絞って検討する必要があると思います。

【H委員】

現在の第1次総合計画の計画期間中ですので、その反省はまず大事だと思います。現行計画で成し得なかったことや、それが何故できなかったのかなどをチェックし、良い事業などについては第2次でも継続して実施していくことでもよいのではないかと思います。

【P委員】

基本的な事項についてご質問します。総合計画策定プロジェクトチームから出た原案を総合計画策定委員会と調整しながら素案確定されるということですが、我々の審議会に上がってくる素案は検討途中の案も上がってくるのか、既に調整されたある程度確定した素案が上がってくるのかどちらなのでしょう。できれば策定経過など全体状況を見ながら審議した方が私はいいのではないかと思うのですが。

【事務局】

これから分野毎の計画案がたくさん出てくると思います。どこまでをこの審議会の中で議論できるかという問題もあります。いくつもの案件全てについてご意見を頂くことが出来ればよいのですが、物理的に可能なのかという問題もあり、審議会の開催回数とも関係することになります。

そういった事情もありますので、審議会において処理できる量を見ながらお諮りする議題を上げさせて頂くことも必要と考えております。

基本的には、策定委員会で審議会にお諮りするごとの決定がなされたものが審議会の議題として上がってくることになると思います。

ただし、審議の中で議題以外の事項についてご質問を頂ければ、その場では言えませんが、その過程、プロセスなどをご説明することは可能と考えております。

【M委員】

そうしますと我々の意見としては、ある程度まとまった素案に対して意見する形になるわけですね。

【事務局】

審議会としては、基本的にそういったスタンスになりますが、市民検討会議（仮称）に委員の皆様も参加して頂くことについて、今後ご提案させて頂こうと思っております。

【会長】

議題（2）組織体制についてこのような形で進めていくことでよろしいでしょうか。（意見なし）

《議題（３）市民参画について》

（事務局から議題（３）について説明を行った）

【会長】

さまざまなパターンの市民参画の方法があるということで、まちづくり基本条例推進委員会から市民参画方法についてのご提案を頂いているということでした。これについて皆さんいかがでしょうか。

【Ｊ委員】

今日はじめてまちづくり基本条例の条文を見させて頂き、非常に密度が濃いもので良いものを作られたということですが、本日の審議会でも闊達にご議論されている様子からもこういったことを進める上での第１ハードルはクリアされているという印象を持っております。しかし、次のステップが非常にハードルが高いことは間違いないと思います。市民参画方法、組織体制、スケジュールは三位一体のものであり、考え方はいろいろあると思いますが、先程のご説明にあったいろいろな参画方法を組み合わせることは非常に重要なことで、一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせることについてはセオリーどおりだと思います。一つ抜けているのはどのタイミングでどの方法を使うのかということを入れておくことで、例えばアンケートで多くの意見を集めてその意見を市民検討会議に示し審議して頂くことが必要になります、市民検討会議は３０人の市民しかいないので、それならアンケートの意見は拾いましょうということになります。手法によってメリット、デメリットはあると思いますが、市民ニーズの把握がトップにきた場合、そこからその意見を踏まえて計画原案を誰がどのように作るかという道筋が見えて、その間にどういった手法を用いて意見をまとめていくかということが重要で、それが抜けているので参画方法、組織、スケジュールを縦につないで、このタイミングならワークショップ、ワールド・カフェなど効果的な方法があると思います。地域懇談会などは市が主催するより市民検討会議が主催する方が出席率が上がるかもしれません。せっかく良い手法がたくさんあり、プログラムはできているので、あとはプロセスをどうするかということに踏み込んで行かないと、せっかくやっても市民の意見が反映されないことになると、それは非常に良くないことです。市民の方々が意見を言ったのに自分達の意見が反映されないことになると、かえって逆効果になってしまいますので、やはりやるならきっちり意見を吸い上げることをしないとイケないと思います。そのためにもどのタイミングでどの手法を使うのかというプロセスを今の段階で検討しておき、それは途中で変わるかもしれませんが、当初の段階でそういったことを多少は見越しておかないと最大限この条例が活かされないのかなと思いました。

【会長】

事務局の方で、いつの段階でどのような手法を使って市民から意見を聞くかというプロセスについて検討して頂いたほうが良いと思います。

【事務局】

実際にはこれまでに実施したことがあるものと、今回はじめて実施する参画手法があり、市民を集めて実施するものですので、まず参加者が集まるかどうかもあると思います。「ワールド・カフェ」と言ってもそれが一体どんなものなのかということから問われるようなものもあります。

ですので、今回の計画策定に関連し市民の皆さんに参画を呼びかけることはじめてに近いものになりますので、できるだけたくさんの手法を取り入れながら、すべてが上手く行くことはお約束できないですが、参加して頂いた皆さま

んから出して頂いたご意見を計画に反映できるような仕組みを考えながら実施することを念頭に、市民の皆さんが意見を言えてよかったと感じて頂けるものになればと思っております。

【K委員】

そもそも論になりますが、総合計画ありきということで今諮問を受けてしまったのですが、地方自治法で策定義務の規定が削除された経過には、こういった計画は不必要だという意見も見受けられます、そういった経過について、瑞穂市としてどのような検証をされ、次期の総合計画ではどのような性格のものをつくるかということはどこかで話し合われるのでしょうか。

スケジュールから見ると何処でそれが現れているかわかりません。その部分の最初のスタートがあって組織やスケジュールが出てくるのが手順ではないかと思うのですが。これまでの総合計画の反省、検証を踏まえ次期総合計画をこうするんだという認識を共通化しておくことが必要だと思います。

【H委員】

人間は自分に興味のある事柄に対しては参画意識があるわけで、私は今農業をしておりますので、農業問題なら積極的に参加するのですが、例えば育児とか老人問題などには興味がないわけです。ですので、問題を絞って対象者も絞ってやらないと良い内容の答えは出ないと思います。すべてを総花的にやるのではなく子育て待機児童の問題に絞って参加者を募れば、若い方はすごく興味を持たれると思います。それが施策に結び付くということとは別に、問題がある現場の生の声を聞くなどして、良い意見の素材を出してもらうことから入らないと、なかなか意見をまとめていくことは難しいと思います。

【会長】

スケジュールについては、次の議題でご審議頂きます。

K委員のご意見ですが、諮問では総合計画を策定することになっております、その点について事務局いかがでしょうか。

【事務局】

まちづくり基本条例が施行され、その中に「地域における総合的な計画」に関する規定が入っておりまして、平成24年度に「瑞穂市総合計画策定条例」が制定されており、市の方針としてはそういった規定に則り策定を行うものになります。K委員がおっしゃられる計画を作る作らないという問題であれば、まちづくり基本条例、総合計画策定条例をどうするのかという話にもなりますので、その議論をこの場でするかどうかという問題になると思います。

【K委員】

いろいろな議論を経て地方自治法が改正されてきたわけで、そういった流れの中で瑞穂市としてこれまでの総合計画をどのように反省し、検証し、新たな取り組みはこうだという部分が受け取れなかったのでお聞きしました。

【M委員】

その件は、先程の副市長からの説明で、以前は自治法の規定にもたれて計画策定していたものが、自治法の規定が外されたとはいえ10年、20年後を見据え地域にやはりそれが必要だということについての検討がなされ、その結果として今回策定審議会が発足し、諮問がなされたのだと思いますがそれでは足りないのでしょうか。

【副市長】

冒頭にご説明したとおり、地方自治法の規定が削除された背景には、計画がもういらぬということではなく、自治法の中で規定しなくても、地方分権の

中でそれぞれの自治体が考えるべきテーマですよという意味が込められているものと考えておりますが、ですのでどのような総合計画にするかは自分達で決めることとなります。時代の流れとして今は早いスピードで変化しておりますので、10年計画という設定がこれまでのセオリーでしたが、これを踏襲するかどうかについてなどの議論はして頂いても良いと思います。

【H委員】

頭から10年計画を設定するのではなく、瑞穂市が10年後にどのような姿であるべきかのグランドデザインを描いて、それを実現するために長期、中期、短期の計画に落とし込んで行くべきだと思います。

【副市長】

例示としてお話したのですが、これまでの計画検証から始まるべきであり、行政の継続性は必要ですので第1次総合計画をすべて破棄するというものではありません。現行計画は一応の市民の声を反映して出来上がってきたという経緯もございます。そのことも踏まえ第2次総合計画の策定に望むものと考えております。K委員へのお答えになるかわかりませんが、さまざまな手法がある中で、どれを使っていくかということで、アンケートなどについても昨年実施したアンケートもあるわけですし、それが十分でないなら再度アンケートをとることになるかと思われます。実施したアンケートで間に合うのならそれを使って進めてもいいのかもしれませんが、スタートの段階ですので、こういった形で進めればよいかということについてもご審議頂ければと思っております。

【M委員】

副市長が言われるのは、計画を作るか作らないか決めて諮問されたということで、作ることは決定しているということですね。

【副市長】

この審議会に集まって頂いたのは、総合計画を作るために集まって頂いており、計画を作ることについては既に規定があるということも含め、事実としてご認識頂きたいと思っております。それでその中身をどんな形にするのかをご審議頂きたいということになります。

【K委員】

新たなという意味は、何をもちって新たなということなのでしょうか。

瑞穂市として何をどう考え、新たな形にしていくということについて具体的にお聞きしたいのですが。

【副市長】

新たなという意味は、現行の第1次総合計画の計画期間が終了することに伴い、第2次の計画は新たなものになるということになりますし、その中身も三位一体の取り組みで進め、市民参加をより深めた過去のものとは違った策定手法で作るということでも新たなものであるということになります。

【K委員】

計画は策定ありきで、市民参画などの色合いを付けて進めていこうという部分がポイントですね。ありがとうございました。

【L委員】

まず、新しいという意味で行政が形を作って市民に提示し、それが総合計画になったというパターンが従来のものだったと思いますが、市民検討会議を作り、素案策定の段階から市民が関わるということはあまり聞いたことがないので、その部分は従来と大きく違うのではないかと思います。この審議会に素案を諮られたとしても、その中身をなかなか変えることは難しいですが、素案が

できる前の段階で市民がその検討に加われるのであれば、そこでの意見は大きく反映されると思います。これはまちづくり基本条例推進委員会からのお願いですが、この審議会も総合計画策定におけるすべてがまちづくりの人材育成の場であるということで、これは基本条例の理念でもあります。分かる人達が集まってパッツと決めるのが最も効率的ですが、こういった場でもまちづくりを進めるための人を作らなければならないと思います。そうなる何と何も知らない方がここに来て、初歩的な質問をされながらいろいろ勉強し、その方が地元に戻られたとき、いろいろな方にその話をして頂ければそれがまちづくりにとっても大きな効果になることもあると思います。そういったこともご理解頂けるとありがたいと思います。ただ、スケジュールもごさいますので、ある程度結果を出すことも求められますが、まちづくり基本条例の精神から言えば、従来の議論レベルよりトーンダウンすることも価値として認めて頂ければありがたいと思います。もう一つお願いですが、この審議会のメンバーだけが審議の事情を知るのではなく、できる限り途中経過も発信して頂くことです。発信方法については考える必要はありますが、その経過を見た方々が興味を持って先程ご説明のあった幾つかの参画手法にご参加頂けるかもしれません。私どもが一番感じますのは、掘り起こしが非常に難しいということとして、アンケートの回答率も低く、特に瑞穂市は従前から住んでいる方、新しく入ってきた方があり、新しい方が意見を出すことができる場がほとんどないわけです。

従前から住んでみえる方には、必ず地元代表者の方がみえるわけですが、新しい方はなかなかそのような地縁がない。それで意見を言ってもどうせ聞いてもらえないだろうという思いになる。そういった方からどのようにして意見を頂くのが課題となります。先程提示されたすべての参画手法を実施することが目的ではなく、多様な意見を出してもらうことが目的ですのでそれには時間がかかると思います。有識者だけで決め、コンサルティング会社を通して策定するのが一番簡単で効率的ですが、ただこれまでどおりのそういった進め方をやめるためにまちづくり基本条例が作られたということもご理解頂ければと思います。

【C委員】

市民ニーズの掘り起こしについてですが、やはり参画手法の部分は大事だと思います。せつかくこれから作り上げるときに、市民の意見を吸い上げることが一番大事なことです。その中でどのような方法で行われるのかを我々にも説明して頂きたいということと、このような時代ですのでインターネットなどによる意見聴取も必ずやって頂きたい、今若者の参加が少ないなどの問題もありますが、インターネットであれば参画される方もかなりあると思いますので、掘り起こしの中にそれを入れて頂きたいことと、資料2の素案策定の部分の位置付けがよく分からないのですが、プロジェクトチームと市民検討委員会で素案を作るところまではわかりますが、その後の策定委員会から審議会に上がってくる素案とは中身が違うものなのかどうか分からないのでお尋ねします。

【事務局】

インターネットでの意見聴取ですが、現在市では来年度ホームページのリニューアルを計画しておりまして、新しいホームページの中の機能として、市民から意見聴取できる仕組みを入れることを検討しており、インターネットのチャンネルからもご意見を頂ける取り組みも実施したいと思っております。

また、素案検討組織ですが市民検討会議の中でどのように素案を作るかとい

うことと、市民の方がそれにどのように関わるのかという問題になります。

審議会と同じように、頻繁に会議を開催できるものではないと考えられますので、分野毎に分かれて分野毎の課題を検討して頂くことを想定しております。やはり懸案になる部分の重点施策などを検討して頂くことになると想定しております。ですので、すべての部分について知りたいと思われる部分もあるかとは思いますが、時間的制約や案件の整理があり、全ての案件を処理できるかどうかという問題とも関連します。検討委員の方も公募を想定しており、その方々がすべての分野に一定の分野に関する知識があるかと言えば、ない場合もあるかもしれませんので、結果として一般市民としての客観的な意見を出されるだけになってしまう場合もあり、そういった関わり方になってしまうこともあると思います。本当に専門的な課題であれば、コンサルタントや有識で議論すれば良いということとして、お諮りする検討課題については策定委員会などである程度絞るしかないのではないかと考えております。

【L委員】

先程ご説明のあった市民参画手法につきましては素案策定の段階で、できる限りご検討頂き相応しいものを選んで頂ければ良いのではないかと考えております。

【J委員】

市民検討会議ですが、素案ができそれを検討し調整したものをさらに検討するというやりとりがなされるのだと思いますので、その後その素案が市民懇談会などで議論されることになるなど、どの段階で案が決まるかを考えておく必要があると思います。組織図の素案確定の部分がどこどこで調整があつて最終的にどこで決まるのか分かりにくいと思います。

【事務局】

計画素案の策定の実施主体がつくったものを庁内策定組織で調整し、策定委員会が決定するという趣旨の図ですが、策定主体と庁内組織の間に計画素案があるので、その流れが分からないということですね。

【企画部長】

策定主体で作った素案を庁内組織と調整して素案を作る意味ですが、調整矢印が双方向になっているので、調整のやり取りの仕組みが分かりにくいというご指摘だと思いますが。

【J委員】

策定主体が作る素案と審議会に上がってくる計画原案の違いの表現です。

【事務局】

この図でご説明したかったことは、この審議会に上がってくる素案は、策定委員会で決定したものが上がってくるということとして、そこまでのプロセスとして、市民検討会議やプロジェクトチームがあり、さらに策定幹事会、策定委員会組織の関わりがあるということを表したかったというものです。ですので、市民検討会議の各分野に諮る課題などは、市民からの意見聴取などを踏まえ庁内組織で絞り込む必要があるということになります。そのやり取りをプロジェクトチームが推進して行く形を想定しております。

【K委員】

流れを時系列にして番号をつけてもらった方が良いのではないのでしょうか。

【事務局】

市民検討会議につきましては、まだ仮の組織として、参加される方のご意見をどのように計画素案にフィードバックするかという部分は未だ決めておりません。検討会議を組織体に行っているのは、市民検討組織として意見がまと

まったものを計画に反映させていく想定をしております、委員の意見をまとめるためには組織にする必要があるということです。検討委員が個人としてご意見を出されることと、検討委員会の総意として提言を出すこととは別と考えております。

【M委員】

この審議会は、策定委員会から上がってくる素案についてのみ審議するだけで、もしその素案の中身に関わるのであれば、市民検討会議に入ってくださいということでしょうか。そうであるならこの審議会はその素案が出てからの審議になるのでかなり先でしか出番がないと思います。それまでこの審議会として言うことはないかと理解してよいのでしょうか。

【K委員】

策定に関する方向性についてもこの審議会から発信するでしょうから、素案が上がってくるまで何もしないということはないでしょう。それを受けて策定委員会やプロジェクトが動くと思っております。

【事務局】

審議対象としての素案と、そういった過程を経て実際に計画に掲載する予定のものと両方がこの審議会では審議の対象になります。本日お諮りしている組織やスケジュールなどや今回の計画のあり方についての議題もあります。ですので、実際の計画に掲載する予定のものが出てくるまで審議がないということではありません。策定方針など策定委員会で決まったものについてを議題として上げさせて頂くことになるものと考えております。

【K委員】

この審議会が策定基本方針などを発信することはできないということでしょうか。

【事務局】

基本方針につきましては、次回会議にご提示させて頂きたいと考えており、まだその素案もできていない状態です。現在プロジェクトチームで策定方針素案を検討しており、そこでまとめた素案を策定委員会に諮ってから審議会へご提示することを予定しております。

【B委員】

市民検討会議の委員が30名となっておりますが、実際このメンバーを集めるのはなかなか大変ではないかと思えます。そのメンバーを集める際には、やはり年齢構成や性別、職業やこれまでも検討されていることかもしれませんが、同じような方々が集まるのではなく、幅広い意見が頂けるような委員構成を検討して頂けると良いと思えます。

【会長】

いろいろなご意見がでしたが、議題（3）市民参画について皆さんよろしかったでしょうか。（意見なし）

《議題（4）スケジュールについて》

（事務局から議題（4）について説明を行った）

【会長】

平成28年3月までのスケジュールということで、かなり不確定な要素も含まれていると思いますが皆様いかがでしょうか。

【Q委員】

スケジュールですが、本日第1回審議会で、この表では2ヶ月に1回会議が

	<p>あることになっています。今日のように審議時間が延長されるのですから、開始時間を午後1時半からにして頂けるとありがたいのですが。</p> <p>【会長】 これだけのメンバーが同時に集まって審議することは難しいので、いろいろと調整はさせて頂きたいと思います。その他ご意見いかがでしょうか。 (意見なし)</p> <p>《議題(5)次期総合計画の策定にあたって》 (事務局から議題(5)について説明を行った)</p> <p>【会長】 議題(5)に関しては、次回の審議事項に関する資料ということですがこれについてはよろしいでしょうか。(意見なし)</p> <p>閉 会 (会議開催日の調整方法等についての相談を行い、次回会議を9月中(9月24日以降)に開催することを確認し閉会した。)</p>
事務局 (担当課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp